



2026 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アースインフィニティ
代 表 者 名 代表取締役社長 濱田 幸一
(コード番号: 7692 東証スタンダード)
問 合 せ 先 営業部部長 中谷 友一
(TEL 06-4967-2258)

電気料金の改定に関するお知らせ

株式会社アースインフィニティ（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：濱田幸一、以下「当社」）は、電力を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、2026 年 11 月 1 日より電気料金の改定を予定しておりますので、お知らせいたします。

近年、物価上昇等に伴う電力調達や事業運営に係るコストが増加しているほか、小売電気事業において制度上必要となるコストについても増加しております。

また、2026 年 11 月 1 日より、各一般送配電事業者において託送料金の見直しが予定されております。託送料金は、小売電気事業者が送配電網を利用するために負担する費用であり、電気料金を構成する重要な費用の一つです。

こうした事業環境の変化を踏まえ、当社は、今後も安定的な電力供給を継続していくため、市場連動単価の見直しに加え、一般送配電事業者の託送料金の見直しに伴う電気料金への反映を行う予定です。

① 市場連動単価の改定

当社では、従来より市場連動単価を採用しておりますが、電力をお客さまへお届けする過程においては、送配電の際に一定の電力損失（損失率）が発生します。

現行の市場連動単価では、この損失率相当分を十分に料金へ反映していないため、適正な原価転嫁を目的として、算定方法を見直します。

■改定内容

市場価格が基準単価を超えた場合に適用する市場連動単価に 8 %を加算します。

- 基準単価 : エリアにより異なり 12 円または 13 円
- 基準単価超過時 : 市場連動単価×1.08
- 基準単価以下 : 変更なし

したがって、市場価格が基準単価を超えず、市場連動による料金変動が発生しない場合は、本改定による料金への影響はありません。

■適用開始日

2026 年 12 月請求分（2026 年 11 月ご使用分）から

② 託送料金の見直しに伴う電気料金改定

託送料金は、送配電網の利用対価として、当社を含むすべての小売電気事業者が一般送配電事業者に支払うものであり、お客さまの電気料金を構成する費用の一部となっております。

具体的な改定内容および料金単価につきましては、各一般送配電事業者の託送料金単価等が確定次第、決定し、改めてお知らせいたします。

当社は、今後も電力を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、業務の効率化やコスト削減に努め、お客さまへの安定的な電力供給およびサービスの維持・向上に取り組んでまいります。

【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社アースインフィニティ 戦略的 I R 室

TEL:06-4967-2258 Mail: earth-ir@earth-infinity.co.jp